

インタビュー

文化政策と地域

2001年12月に施行された文化芸術振興基本法が、2017年6月に文化芸術基本法に改正されました。改正法は、文化芸術の振興を誰も取りこぼさずに拡大するとともに、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業など、幅広い分野を取り込み、文化芸術によって生み出される価値を文化芸術の継承や発展、創造に活用していくことがねらいです。

また、2018年6月には文化財保護法も改正^{※1}され、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化が位置づけられました。

文化政策が大きく変化する中で、地域にある文化資源をどのように活用していけばいいのか、文化政策や文化行政に詳しい東京大学大学院の小林真理教授にお話をお聞きしました。

(インタビュー日：2021年7月1日)

戦後におけるわが国の文化政策概観

——小林先生は文化行政、文化政策という分野で長く研究活動をおられますが、この分野に関心を持たれたきっかけは。

東京大学大学院
人文社会系研究科
文化資源学研究専攻
文化経営学コース 教授
Mari Kobayashi

小林 真理氏



小林 これまで私は地方自治体の文化行政を研究テーマにしてきましたが、学生時代は行政法を学んでいました。当時、首都圏の地方自治体で、関心の高い職員の皆さんが文化行政について研究されていて、大学院生時代に加わったことがきっかけです。以来、この分野で研究活動が続けてきました。

2000年に東京大学文学部の大学院人文社会系研究科に文化資源学研究室が創設され、私は2004年から文化経営学コースに所属しています。

——最初に、戦後のわが国の文化行政、文化政策の系譜についてお聞きます。

小林 戦前も文化政策は行われていましたが、戦後は国家体制の変化があり、その中で文化政策についてもパラダイム転換がありました。つまり国家が中心になって文化を創り上げていく、国家が文化を規定していくあり方から、人権を尊重した、文化の権利を保障していく文化政策に転換していく流れが戦後に始まりました。ただ、それが具体的な形として表れてくるまでには時間がかかります。

戦後すぐにGHQの占領下において、日本の文化をどうするかは（GHQにとっても）喫緊の課題だったと思います。

1950年に文化財保護法が制定されていますが、その契機になったのは、よく指摘される法隆寺の火災です。1949年に修理中の金堂で火災が起これ、国宝級の壁画が蒸し焼きになってしまいました。

もう一つ、GHQが日本に入ってきた時、アメリカの博物館が日本の古墳を調査したいと言いつちしました。

今も歴代の皇室関係の墓所である陵墓や古墳など、宮内庁が管理しているところは発掘調査

ができません。占領されているとはいえ、日本の文化を考える上で重要な史料になる古墳を他国が調査することについて、議論があったようです。

この二つの出来事がきっかけになり、戦前の文化財保護に関係する法令を統合する形で、文化財保護法が制定されました。戦後の文化財保護法に新たに付け加わったのが、埋蔵文化財の調査と無形文化財の保護です。無形文化財の概念は、その後ユネスコで無形文化遺産保護条約を制定する際に、日本が主導するなどの成果を残しています。

以上のように終戦から5年後の1950年に文化財保護法の体系をつくり替えました。

当初、文化財の保存や活用、調査研究などは、文部省の外局である文化財保護委員会が行っていましたが、1968年に文化庁が設置されます。ただ、文化庁ができて、長らく文化に関する政策や行政の中心は、文化財保護が中心でした。

文化財保護法では、ジャンルに合わせた指定をし、それを保護していく形を整えたわけですが、これがわが国における文化政策、実質的な文化行政の一つの形で、基本は文化財保護だったといえます。

地方自治体の文化行政から、文化芸術振興基本法の制定へ

——戦後の文化政策、文化行政は文化財保護からスタートしたのですね。

小林 これに対して、生きて芸術活動や文化活動をしている人たちがいます。他の先進国は文化芸術振興に公的補助金を投入して活動を支援しているので、日本もそういう方向性を目指すべきだという運動もありました。ただ、なかなか実を結ぶ形にはなりませんでした。

※1 文化財保護法も改正

2018年6月に改正され、2019年4月に施行された。地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることがねらいで、文化財の保存・活用について都道府県が総合的な施策の大綱を、市町村が総合的な文化財保存活用地域計画を策定できるようになった。また、地方公共団体における文化財保護の事務は教育委員会の所管とされているが、条例により地方公共団体の長が担当できるようになった。

1970年代から「地方の時代」といわれるようになりますが、このころになると分権志向が生まれ、それぞれの地域の固有性に着目をする地方自治体が出てきました。特に、関西圏では当時の大阪府の黒田了一知事により大阪文化振興研究会が開催され、都市化による地域文化の個性の衰退や埋没という問題が指摘されるようになりました。高層ビルやコンクリートなど、目に見える姿がどの地域も同じになり、東京化してしまうことへの危機感を関西圏の自治体を持つようになったのでしょう。

大阪では文楽・人形浄瑠璃の文化が根付いてきましたが、道頓堀で文楽を楽しんでいた人たちが戦争で被災して、兵庫県などに移ってしまい、芝居や文楽の支え手が急速に衰退したと聞きました。

目に見える都市化とは別に、自分たちが育んできた地域の文化をどのように将来に継承していくか。このことに力を注ぐようになったのが、1970年代後半です。

地域の固有性につながる文化をどのように活かしていくか、何か手を打たなければいけないという動きも関西発でした。

そこで、どんな行政サービスを提供するのかとなるのですが、結果的にはハコモノ、いわゆる公の施設を作ることになっていくわけです。

1970年代には地方自治体で歴史博物館や郷土資料館などが整備されるようになり、70年代後半からは美術館も開館しています。さらに、1980年代になると文化ホールや文化会館などがどんどん整備され、小規模の町村にも建設されるようになりました。

その経過の中で、文化行政の一つのジャンルとして、これらハコモノを扱う分野が確立されてきます。こうした施設は文化財保護とは別に、文化振興の拠点として整備されています。当時

は「文化ホールがまちをつくる」など、まちを文化的に変容させていく動きが盛んに議論されていました。

2001年12月に文化芸術振興基本法が制定されますが、それまで地方自治体が建設した文化ホールは、国の法律に則らない公立文化施設で、建設のための政策形成過程における市民参加の綿密な合意が伴わずに整備されたものもありました。

2000年代を越えるころから、そうした文化施設を建設する際に、反対運動が起きてくるようになりました。これは、それまでなかったことです。美術館建設を決定していた自治体が中止を決断したり、首長選の争点が文化施設建設の有無になるなど、そんなことが全国で起きるようになりました。文化施設より福祉施設のほうが必要だと二項対立的な争点を持ち出され、文化は飾り物で、日常的なものではないというとらえ方をする人も出てきました。そんな中で、文化は飾り物ではない、特定の人の物ではないという方向性を示していく流れの中に、文化芸術振興基本法の制定があったと思います。

一方、それまで文化庁の仕事は、文化財保護が中心でした。ただ、1990年代ころから、法的な根拠がない中で文化振興の事業も始めています。当時の総務庁の行政監察などからこれに対する指摘もあり、2001年の省庁再編をきっかけに、文化芸術振興のための根拠法を制定する流れもうまく合致したといえるでしょう。

また、2001年の文化芸術振興基本法制定の背景には、先述のあまり実を結ばなかった実演芸術家の人たちの動きも大きく影響しました。文化活動や芸術活動をやっている人たちから、文化芸術振興のために先進国並みの公的予算を確保してほしいといった声が政治家などに届き、議員立法で実現したという経緯があります。

文化芸術基本法への改正

——1980年代に立派な文化ホールが建設されたことは、私も印象に残っています。ただ、その後、うまく活用されているのかどうかは疑問が残ります。

小林 おっしゃる通りです。それまでの地方自治体における文化ホール建設が、十分に地域の文化を盛り立てていくことができたかと問われると、それが実を結んでいないから、他の地域で文化施設を作るときに反対運動が起きたのでしょう。1980年代から2000年代にかけて、各地で文化施設が整備されましたが、国内の文化施設は素晴らしいものばかりです。

しかし、海外の著名な文化施設は芸術に対して影響力を行使しています。そのことによって地域の価値を高めています。日本の文化施設が明確な成果を出しているかと問われれば、そうとは言い切れないのです。

地方自治体で文化施設を作るときは、住民に対してどのようなサービスを提供するかが重要です。ところが、文化施設を利用している住民は非常に限られているのではないかという指摘があります。その施設に行くか、行かないかは別にして、住民にとって文化施設が重要であることがしっかり理解されなかったのでしょう。

文化施設よりも福祉施設や病院のほうが何かあったときに必要だという印象を持たれてしまったようです。文化施設は日常的にこそ、必要なのです。

こうした現象に対する危機感は、地方自治体にも、国にもあったと思います。

歴史的な経過や各国の文化政策の展開を見ていくと、文化は単に文化財を保護したり、芸術を振興したりするだけではありません。文化財保護や芸術振興の先にしっかりとしたメリット

があります。芸術的な絵画や舞台を観て、創造性を刺激されて新しいクリエイティブな発想が生まれる。産業の中でそれを新しく活かしていくなど、大きな広がりがあります。

そうした視点を組み込んで、新たに改正されたのが、2017年6月の文化芸術基本法です。改正当時は安倍政権でしたが、現在の菅政権に至るまで、戦後の政権を見渡してもこれほどまでに文化や芸術に力を入れている政権はないと思います。

——確かに、ここ数年の文化政策にかかわる動きは目まぐるしいものがあります。文化芸術基本法制定後は、文化財保護法の改正をはじめ、文化観光推進法^{※2}の制定など、観光分野にも文化という言葉があふれるようになりました。この変化の背景について、どのように見ておられますか。

小林 それは、「気づき」だと思います。文化財保護でも、芸術でも、民俗学的な文化でも、何でもいいのですが、文化がある特定の人たちだけのものではないことを、国も国民も気が付いたのでしょう。そもそも文化とは、人が創り出しています。多様性があり、日常的なものです。それが私たちの生活の中に深く浸透していることを認識したのでしょう。

文化や芸術をどのようにとらえるかは別にしても、産業やまちづくりなど、さまざまな分野に文化や芸術を活かしている事例が現実にあります。それを実践していくことで、その場面や地域がもっとよくなることに気が付いたのでしょう。

今は、「以前の」文化庁や地方自治体の教育委員会が文化行政を担っていた時代とは変わってきています。文化庁も国土交通省や観光庁、経済産業省や内閣府などと密接に結びついて、

※2 文化観光推進法

2020年5月1日に施行された「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」のこと。文化の振興を観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的とした法律。文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、計画に基づく事業に対する特別の措置などが定められている。

人事交流もしながら事業を展開しています。成果が出てくるかはどうかはこれからの問題ですが、そうした動きは2017年の法改正が大きく影響していると思います。

国土計画と文化

——1970年代に国土庁で国土計画の仕事をしていた時に、大平正芳総理の田園都市国家構想^{※3}にかかわったことがあります。そこでは「文化の時代」が大きな政治メッセージでした。

小林 当時のことは非常に評価しています。田園都市国家構想は、今から見ても価値があります。しかし、あまりに理念的すぎたという評価があります。少し先取りしすぎたように思います。

今だからこそ、当時の構想をふり返る意義もあると思います。地方自治体の文化行政の講義でも、学生に文化の時代や田園都市国家構想については必ず話をしています。ビジョンを具体的に実現するときのスキームができていなかったという反省点がありますが、学ぶべきことがあります。

あの当時は、行政よりも企業のほうがその考え方を受け止めていたように思います。企業は文化経営の視点から生き残りをかけて改革をしていましたし、企業メセナ^{※4}の動きも出てきました。

政策を司る部署に文化行政を

——民俗学者の梅棹忠夫さんの「教育はチャージ、文化はディスチャージ」論がよく紹介されますが、教育行政の中に文化行政が組み込まれたことによる混乱はなかったのでしょうか。

小林 梅棹さんは、教育委員会の中では社会教育行政の枠組みから抜けられず、文化をまちづくりにとらえて、面的に文化行政を展開していくことができないと考えていたのだと思います。このことは、都市計画を専門にする建築学者の上田篤さんも指摘しています。

ただ、教育と文化は切り離せないものです。そもそも文化を創ったり、文化を継承していくことを考えると、学ぶことは不可欠です。

文化、学習、そして交流の連携の重要性を伝えているのが、帝塚山大学の中川幾郎名誉教授です。大阪の豊中市役所で文化行政を担当された後に大学教員になられた方ですが、さまざまな芸術体験が子どもたちの職業選択の幅を広げることや、芸術が右脳の発達を促して社会性につながることを指摘しています。また、文化政策は広範囲にわたる分野に関連することも講演などでお話しされています。

——21世紀に入ってから、地方の文化行政が停滞してきたように感じます。

小林 その要因の一つに、とりあえず一定の施設整備が終わったことがあります。指定管理者制度導入の背景にある、ニューパブリックマネジメント^{※5}の影響もあります。行政改革の流れの中で、地方自治体は政策立案型を志向するようになってきました。そこで、専門的で具体的な分野は外部に委託する体制が2000年代ころから始まります。同時に効率性という指標が出てきて、文化施設について、一定の経済的な負担をしながら外部に委託をする手法がうまく機能しなかった自治体も出てきました。当時、文化や芸術がさまざまな分野に広く活用できる資源であることを示していれば、その評価や運用は違っていたかもしれません。

だからこそ、今、文化や芸術がさまざまな分

※3 田園都市国家構想

1978年12月に大平正芳が総理大臣に就任。翌年1月の国会施政方針演説で「都市の持つ高い生産性、良質な情報と、民族の苗代ともいべき田園の持つ豊かな自然、潤いのある人間関係を結合させ、健康でゆとりのある田園都市づくりの構想を進めてまいりたいと考えております」と述べた。大平総理は民間人有識者による長期政策に関する研究会を設置し、その中の田園都市構想研究グループが1980年7月に「田園都市国家構想」の報告書をまとめた。田園都市国家構想は閣議決定されたが、1980年6月に大平総理が急逝し、明確な成果を残すことができなかった。

※4 企業メセナ

企業が資金などを提供し、文化や芸術活動を支援すること。

※5 ニューパブリックマネジメント

「経営理念」や「経営手法」といった民間経営手法を公共部門に導入し、公共サービスの質の向上を図る行政改革手法。

野に活用できることを示そうとしています。

博物館や美術館などは専門家などのコアな人たちだけが集まる場所ではなく、経済や観光などにも影響を与えています。いい事業があることが伝えられれば、海外からも人は来ます。そのことで地域が潤い、注目が高まれば住民の人たちも関心を持つなど、相乗効果が生まれてきます。そんな変化が具体的に見えてくれば文化に対する評価はもっと変わってきます。

文化施設を外部に委託して効率的に運営するという考え方から、文化や芸術、文化財など、それらの価値をもう一度、それぞれの自治体自身が見直して、政策の中に位置づけていくことが大切です。新しい文化を創り出すことを始めてもいいのです。ただ定着するには時間がかかります。

今までの地方自治体は、文化や芸術、文化財などを教育のレベルだけで考えがちでした。でも、地域に文化資源があることは、個人の豊かさやコミュニティの豊かさなど、いろいろな分野に波及していきます。

例えば、地域にある昔の映像は認知症予防に活かされています。昔の映画や写真などもよく活用をされています。家庭に眠っている古い写

真やポスターなどを持ち寄ってもらい、地域の歴史を残していこうという取り組みがありますが、集めたものは、高齢者コミュニティの活性化につながるがあります。

また、北海道の人に身近な例をあげれば、例えば札幌ですでに30年以上の歴史があって定着しているPMF音楽祭があります。いろいろな経緯はありますが、そもそもなぜ札幌だったのかといえば、ヨーロッパの気候と似ていたからだと思います。ヨーロッパでは夏にさまざまな音楽祭が開催されます。夜が長く、夏の気候が一番気持ちいいからなのです。湿気がなくて気持ちのいい夏という、地域の個性を文化で活かした事例だと思います。地域の個性を活かした現代アートも、今は若い人たちにとても人気があります。同じく札幌で札幌国際芸術祭が成功しているのも、優れた北海道の味覚と食文化と最先端の現代アートを総合的に体験できるからです。

——地域の文化資源は、福祉政策をはじめ他の産業と有機的に結びついて、有効なツールになるのですね。

小林 そうです。福祉や医療など、意外といろいろな分野で活かしています。音楽療法^{※6}だってそうです。

ご存知の通り、障害者文化芸術活動推進法^{※7}も制定されました。また、私はかつてコンテンポラリーダンサーが、高齢者施設でワークショップをするビデオを見たことがあります。車椅子の高齢者が

踊り出したのを見たときに、潜在的な力を引き出すダンサーに圧倒されました。対象としての文化や文化資源を見つけ出すこととともに、人や地域を文化や文化資源で輝かすことができるということだと思います。

今回は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインにてインタビューを行った



※6 音楽療法

音楽の持つ特性を活用するプログラムを通じて、健康維持や心身の障がいの機能回復、生活の質の向上、問題行動の改善などを目的にリハビリテーションを行うこと。

※7 障害者文化芸術活動推進法

障がい者の個性と能力の発揮や社会参加の促進を目的として2018年6月に施行された法律。

文化や芸術をいろいろな分野で活かしている事例はあちこちにあります。地方自治体で政策を担っている皆さんが、そうしたことを知ることが大切です。そこから文化資源を活用した地域の活性化が進んでいきます。

——そのためには、地方自治体のトップの理解も重要です。

小林 それは1980年代からずっと指摘されてきたことです。そもそも文化はお金にならない、むしろお金がかかると思われていました。でも、先ほどのように福祉分野で活用できるなど、いろいろな活用例を政策担当者がねばり強く伝えていくことです。地域で課題となっているテーマを、どんなふうに文化で解決できるのか、事例などを提示していくということでしょうか。

阪神淡路大震災や東日本大震災などでコミュニティが早く復活できた被災地は、伝統的なお祭りがあるなど、文化的なイベントが知らず知らずのうちに人々の紐帯ちゆうたいを強めていたところでした。普段は文化を意識することがないかもしれませんが、災害などの非常時になると、そのつながりがコミュニティ再生に大きな力になっています。そういう事例はたくさんあります。

これからの文化政策と地域

——これから文化政策が目指す方向はどこでしょう。そして、その中で地域ができることは何でしょうか。

小林 日本は資源に恵まれていないとよくいわれますが、私は、日本はとても文化的に豊かな国だと思っています。自然環境の多様さが文化の豊かさを育んできたと思いますし、それらが文化財や民俗芸能などで表現されています。少

子高齢化による地域の衰退状況はありますが、日本の豊かさはかけがえのないものです。まずは、そのことに地方自治体や住民の皆さんに気が付いてほしい。

私もこれまでいろいろな地方自治体で仕事をさせていただきました。ところが、自治体職員の皆さんは、比較する対象が東京です。少し前までは地方出身の学生たちも自分が住む地域には東京のようにおもしろいものがないと言っていました。

最近のゼミ生は文化でまちづくりをしたいという学生が増えています。そういう学生たちは地方出身者が多く、卒業後、地方に戻って就職しています。地方の利便性が増しているのも、東京にいる必要がないのです。今の若い人たちは、自分が住んでいる地域を何とかしたいと考えています。そして、彼らは自分たちの地域の個性にも気が付いています。

意外と地方自治体の職員の皆さんのほうが、自分の地域の個性や文化を客観視できないところがあるように感じます。地域の中には、固有の文化や歴史を大切にしている人たちがいますから、そういう人たちと交流しながら、何が自分の地域の特性なのかを改めて見直してほしいと思います。

各地の自治体は、東京にアンテナショップを出して、地域の生産物を販売しています。それと同じように、文化にもう少し着目して、今度はそれを見にきてもらうような動きにつなげてほしいと思います。

——お話を聞いていると、観光だけでなく幅広い分野を巻き込んだ文化政策が、これからの地域政策の中では重要なテーマになってくると感じました。

小林 このたびユネスコの世界遺産に北海道・

北東北の縄文遺跡群が登録されることが確実になりました。私が中学・高校時代のころは、縄文時代は弥生時代の前で、原始的な遅れた社会だと習いました。ところが、今は縄文に対する世界的な見方が大きく変わり、とても個性的な文化が日本各地で展開されていたこと、素晴らしい表現をする人たちが存在していたなど、この何十年かで縄文文化に対する評価が変わってきています。

そこでは、縄文遺跡を地域の文化資源として大切に守ってきた人たちの努力が欠かせません。

世界遺産、あるいは伝統的建造物群保存地区などの取り組みもそうですが、その背後には地域にある文化資源を大切に守りたい、継承していきたいなど、アイデンティティを持って一生懸命に頑張ってきた人たちがいます。そういう人たちや文化というものに対して、自治体職員がもっと心を開いていく余裕が必要です。

芸術家や文化活動をやっている人たちは、最先端の方法を使いながら歴史や古いものをテーマにしている人もいます。そういう人たちは、実は地域をよく知っています。地域にいる人材や文化資源の存在を大切にしてほしいと思います。

——地方自治体には優秀な学芸員など素晴らしい人材がいますが、残念ながら自分の専門領域に閉じこもってしまう人もいます。素晴らしい見識や知見をオープンに発信していくためにも政策や行政の役割は大きいと思います。

小林 博物館の学芸員や歴史の専門家などは、ややもすると観光で金儲けをすることに批判的な人が少なくありません。でも、そういうときは、誰かが上手に仲介してマネジメントすることが重要です。

知識や文化活動を知ってもらうことが、その人自身にも、地域にとってもプラスになり、その人の研究にも活かされるなど、必ずメリットがあります。学芸員や専門家に観光などを担ってもらうことは限界があります。でも、仲介してマネジメントできる人がいると、かなり有効に活かされるはずです。

学芸員は研究志向の人が多いのですが、いろいろなタイプの人がいて、最近は博物館でも教育普及や広報を担当できるコミュニケーション力の高い学芸員を募集しているところが増えてきています。研究職の人と良好な関係を保ちながら、その人の活動をうまく引き出して、互いにウィンウィンの関係づくりをできるような人材が必要だと思います。

多様な文化を体現する北海道に

——北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録の話題が出ましたが、最後に北海道へのメッセージをお願いします。北海道ではウポポイというアイヌ文化の発信拠点ができるなど、新しい取り組みが出てきています。

小林 ウポポイがオープンしてから、まだ訪れることはできていませんが、開業1年前に白老には学生と合宿で訪問し、地元の皆さんが主催しているアートフェスティバル「飛生芸術祭」などを拝見しました。北海道には親近感を持っています。

そんな中で感じるのは、北海道はこれまで必死に頑張って何かを手に入れようとしてこなかったのではないかということです。海産物や農産物もそうですが、ある程度恵まれているので、現状でいいのだというような風潮があったように感じます。

でも、旭山動物園が大変な努力で大改革をし

て、全国で一番有名といえるほどの動物園になっています。なぜそれができたのかを考えると、自分たちの価値や資源をしっかりと見つめ直し、何を活かせるかを問い直したからだと思います。北海道はいろいろな意味でしがらみがなく、新しいことができる場所だと思います。それが開拓の歴史や開拓者精神といった言葉で語られてきたのでしょう。

縄文人の歴史や先住民族のアイヌ民族の存在など、いろいろな要素がありますが、そもそも北海道は移住してきた人が多く、非常に多様な地域です。先ほどの話と矛盾するところもありますが、地域の固有性が単一で語られてしまうことは危険です。それほどまでに北海道が広いのだということです。

そこはバランスが大切です。文化は人が創り替えていくものでもあります。地域にある文化を守っていききたい、継承していききたいと思う人がいなければ、持続しないでしょう。

しかし、ここの文化はこういうものだとか規範的に語られると、新しいものを受け入れられなくなります。新しい考えに対して、古いことを見直すことも必要になってくるでしょう。それでこそ人間の営みです。そういう意味で、多様性を体現しているのが北海道です。

一方で、今は札幌にいろいろなものが集中しすぎているようにみえます。でも、可能性からすれば、例えばラムサール条約の釧路湿原など、観光要素も持ち合わせたところがいっぱいあります。

今後は、北海道の各地にあるいろいろな文化資源をもう一度改めて見直していくことに取り組んで、北海道の多様性を打ち出してほしいと思います。

——多様性を大切にすることが地域の文化政策に求められており、北海道はそれを持っている

貴重な地域といえるのですね。これまでの地域づくり、まちづくりをふり返し、それを地域の魅力、まちの文化資源として発信していくことも大切だと感じました。北海道へのエールをいただき、ありがとうございました。

聞き手 小磯 修二：マルシェノルド編集主幹。（一社）地域研究工房代表理事。北海道大学公共政策大学院客員教授、（公社）北海道観光振興機構会長。

PROFILE

小林 真理（こばやし まり）

東京都生まれ。早稲田大学教育学部を経て、同大学院政治学研究科政治学専攻修士課程修了、博士後期課程単位取得満期退学。2001年早稲田大学人間科学博士。早稲田大学人間科学部助手、昭和音楽大学音楽学部助手、静岡文化芸術大学文化政策学部専任講師を経て、2004年東京大学大学院人文社会系研究科文化資源学研究専攻文化経営学コース助教授、2007年准教授、2016年から教授。共編著に『文化政策の現在 1 文化政策の思想』『文化政策の現在 2 拡張する文化政策』『文化政策の現在 3 文化政策の展望』『新時代のミュージアム—変わる文化政策と新たな期待』などがある。